経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

# 増本税理士事務所 NewsLetter 4月号

事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援

# 事業承継補助金

**＜事業承継補助金とは？＞**

事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合や、事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合に、必要な経費の一部が補助されます。

## 補助金概要

### Ⅰ型 後継者承継支援型

| | 通常の場合 | ※1の場合 |
|---|---|---|
| 補助率 | 1/2以内 | 2/3以内 |
| 補助上限額 | 150万円 | 200万円 |

※1 小規模事業者・従業員数が小規模事業者と同じ規模の個人事業主の場合

さらに、既存事業の廃止等の事業整理を伴う場合は、補助上限額が上乗せされます。

**＜補助対象者＞**

- **日本国内で事業を営む中小企業者等であること**
- **地域経済に貢献している中小企業者等であること**
- **承継者が以下のいずれかを満たす事業者であること**
  - ・経営経験がある
  - ・同業種に関する知識などがある
  - ・創業、承継に関する研修等を受講したもの

### Ⅱ型 事業再編・事業統合支援型

| | 通常の場合 | ※2の場合 |
|---|---|---|
| 補助率 | 1/2以内 | 2/3以内 |
| 補助上限額 | 450万円 | 600万円 |

※2 補助金審査結果で上位となった場合。

さらに、既存事業の廃止等の事業整理を伴う場合は、補助上限額が上乗せされます。

**＜補助対象者＞**

- **対象事業に関わるすべての被承継者が、日本国内で事業を営む中小企業者等であること**
- **地域経済に貢献している中小企業者等であること**
- **承継者が現在経営を行っていない、または、事業を営んでいない場合、以下のいずれかを満たす者であること**
  - ・経営経験がある
  - ・同業種に関する知識などがある
  - ・創業、承継に関する研修等を受講したもの

## スケジュールについて

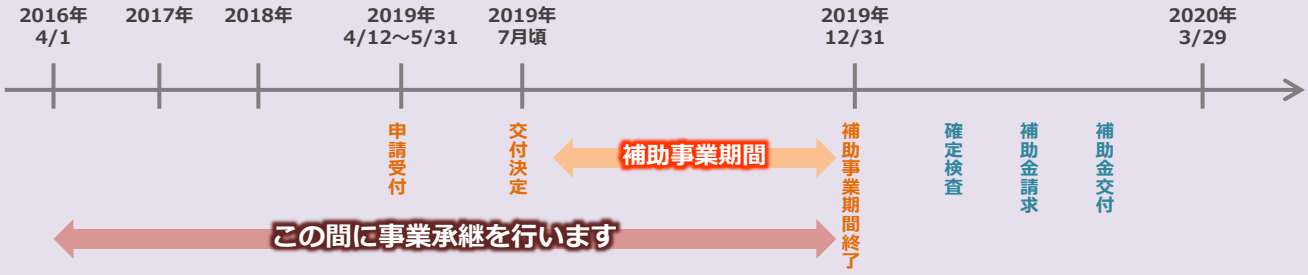



**増本税理士事務所（経営革新等支援機関）**

TEL:092-739-6222 FAX:092-739-6225

〒810-0001 福岡市中央区天神3-11-1 天神武藤ビル2F


～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など